

津島市

企業立地ガイド



■ユネスコ無形文化遺産 尾張津島天王祭(宵祭)



■尾張津島藤まつり



愛知県 津島市

市長あいさつ



津島市長
日比 一昭

津島市は濃尾平野の西部、名古屋市の西方約16kmに位置し、昭和22年3月、県下9番目の市として誕生しました。津島神社の門前町として、また交通・経済の要衝である湊町として、近世・中世を通じて繁栄してきました。

企業誘致の取り組みとして、平成27年4月に、「津島市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」を定め、開発許可手続きの合理化・迅速化を図っています。また、平成28年3月には、津島市企業誘致基本計画を策定し、企業誘致の支援策を展開しています。

ものづくり・愛知において、名古屋市近郊の西尾張地域に位置する津島市は、取引先との関係、従業員の通勤面などから、すでに立地された企業からは、操業地としての高い評価を得ています。

工場新設、拡張、移転の際には、ぜひ津島市への立地をご検討ください。津島市職員一丸となって、貴社の企業立地をサポートさせていただきます。

津島市の紹介



用地のご紹介

都市計画法第34条第12号の規定に基づき、以下の指定区域で一定業種の工場等が立地できるよう規制を緩和しました。

■ 指定区域

津島市白浜町字番場、字下池の一部

津島市宇治町字小船戸の一部

津島市鹿伏兎町下子守の一部

■ 立地可能業種

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき、愛知県の基本計画で定められた西尾張地域の指定集積業種(物流関連産業を除く)。

下記の表の分野(左欄)のうち、右欄に掲げる業種に属する工場・研究所が立地可能です。

| 分 野 | 業 種 |
|---------------------|---|
| 輸 送 機 械 関 連 産 業 | 11 繊維工業、16 化学工業、18 プラスチック、19 ゴム製品、22 鉄鋼業、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品・デバイス、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送機械、3231 時計・同部分品 |
| 電 気・電 子 部 品 関 連 産 業 | 11 繊維工業、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品・デバイス、29 電気機械、30 情報通信機械、3231 時計・同部分品 |
| 織 維 関 連 産 業 | 11 繊維工業、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械 |
| 農 商 工 連 携 関 連 産 業 | 9 食料品、10 飲料・飼料、52 飲食料卸 |



うじ 宇治地区指定区域：7.2ha



しら はま 白浜地区指定区域：6.5ha



かぶと 鹿伏兎地区指定区域：7.2ha



優遇制度

● (1) 企業立地促進補助金

| | | |
|-----|--|---|
| 条 件 | (1) 新規の開発敷地面積が 3,000㎡ 以上の工場等の新設 (2) 事業拡張のための増設で、増設にかかる開発敷地面積が 3,000㎡ 以上かつ都市計画法の許可を受ける工場等の建設を伴うもの | |
| エリア | 都市計画法第34条第12号の規定に基づき指定した区域 | その他の市街化調整区域 |
| 対 象 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術先端型※1 事業を行う企業 ・指定集積業種※2 事業を行う企業 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術先端型事業を行う企業 |
| 内 容 | 固定資産税を最初に課することになった年度から3年間における各年度の固定資産税納付額(土地除く)の50%に相当する額を、当該年度の翌年度に交付(限度額なし) ☆市外から本社移転・新設の場合は、初年度は100%、次年度以降は50% | |

※1 都市計画法第34条第14号愛知県開発審査会基準第11号第1項に規定する業種

※2 津島市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第2条第3号に規定する業種

● (2) インフラ整備補助金

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------|---|----------------------|----------------------|--------------------|----------------------|--------------------|------------------------|--------------------|------------------------|------------|------------------------|
| 条 件 | 工場等の増設に伴い、投資額100万円以上の市が管理する又は管理することとなる道路、水路、水道の新設等の工事を行う場合 (1) 新規の開発敷地面積が 3,000 ㎡以上の工場等の新設 (2) 事業拡張のための増設で、増設にかかる開発敷地面積が 3,000 ㎡以上かつ都市計画法の許可を受ける工場等の建設を伴うもの | | | | | | | | | | |
| エリア | 都市計画法第34条第12号の規定に基づき指定した区域 | | | | | | | | | | |
| 対 象 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術先端型事業を行う企業 ・指定集積業種事業を行う企業 | | | | | | | | | | |
| 内 容 | 市が管理する道路、水路、水道の新設等にかかる工事経費の50%以内又は次の開発敷地面積ごとに記載する金額のいずれか低い額(増設の場合、上限額は2分の1とする。) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・0.3ha 以上～ 1ha 未満の場合</td> <td>1,000 万円 (増設 500 万円)</td> </tr> <tr> <td>・1ha 以上～ 2ha 未満の場合</td> <td>1,500 万円 (増設 750 万円)</td> </tr> <tr> <td>・2ha 以上～ 3ha 未満の場合</td> <td>2,000 万円 (増設 1,000 万円)</td> </tr> <tr> <td>・3ha 以上～ 4ha 未満の場合</td> <td>2,500 万円 (増設 1,250 万円)</td> </tr> <tr> <td>・4ha 以上の場合</td> <td>3,000 万円 (増設 1,500 万円)</td> </tr> </table> | ・0.3ha 以上～ 1ha 未満の場合 | 1,000 万円 (増設 500 万円) | ・1ha 以上～ 2ha 未満の場合 | 1,500 万円 (増設 750 万円) | ・2ha 以上～ 3ha 未満の場合 | 2,000 万円 (増設 1,000 万円) | ・3ha 以上～ 4ha 未満の場合 | 2,500 万円 (増設 1,250 万円) | ・4ha 以上の場合 | 3,000 万円 (増設 1,500 万円) |
| ・0.3ha 以上～ 1ha 未満の場合 | 1,000 万円 (増設 500 万円) | | | | | | | | | | |
| ・1ha 以上～ 2ha 未満の場合 | 1,500 万円 (増設 750 万円) | | | | | | | | | | |
| ・2ha 以上～ 3ha 未満の場合 | 2,000 万円 (増設 1,000 万円) | | | | | | | | | | |
| ・3ha 以上～ 4ha 未満の場合 | 2,500 万円 (増設 1,250 万円) | | | | | | | | | | |
| ・4ha 以上の場合 | 3,000 万円 (増設 1,500 万円) | | | | | | | | | | |

お問い合わせ

津島市 建設産業部 産業振興課 企業誘致・商工・消費グループ

〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地

TEL: 0567-24-1111(代) FAX: 0567-24-9010

Eメール: sangyou@city.tsushima.lg.jp

ホームページ: <http://www.city.tsushima.lg.jp/>